

◆児童扶養手当所得制限限度額表（令和8年11月以降）

（単位：万円）

扶養親族等の 人数※1	請求者本人				同居の扶養義務者(※2)	
	全部支給		一部支給			
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	152.0	69.0	334.3	208.0	372.5	236.0
1人	190.0	107.0	385.0	246.0	420.0	274.0
2人	244.3	145.0	432.5	284.0	467.5	312.0
3人	298.6	183.0	480.0	322.0	515.0	350.0
4人	352.9	221.0	527.5	360.0	562.5	388.0
5人	401.3	259.0	575.0	398.0	610.0	426.0
加算額	70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る)1人につき15万円				老人扶養親族1人につき(扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき)6万円	

➤所得制限限度額は、政令で所得額ベースで規定されております。左表の収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した目安額です。

➤請求者本人が70歳以上の同一生計配偶者を有する場合は所得制限限度額に10万円が加算されますが、加算を受けるためには申出が必要です。申出がない場合、加算はされませんのでご注意ください。

なお、申出前の所得が所得制限限度額未満であることが明らかかな場合など、申出いただいても手当の支給額が変わらない場合があります。

※1 所得制限限度額の算定における扶養親族とは、税法上の扶養親族のことで、手当の対象児童数とは異なります。なお、扶養親族として申告していない児童を前年（1月～9月に手当を請求する場合は前々年）の12月31日時点で生計維持していた場合は、扶養親族等の数に含められる場合があります。

※2 同居の扶養義務者とは、直系3親等内の血族（受給資格者本人から見た曾祖父母、祖父母、父母、子ども、孫、ひ孫）及び兄弟姉妹のことです。

住民票が分離していても、住居が同じであれば同居の扶養義務者となります。二世帯住宅の場合など、届出により生計を別としていると見なすことができる場合があります。

詳しくはお住まいの区の保健福祉課福祉助成係までご相談ください。

◆児童扶養手当支給額表（令和7年4月分～令和8年3月分）

	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	11,010円～46,680円
児童2人目以降	11,030円	5,520円～11,020円

◆児童扶養手当支給額表（令和8年4月分～）

	全部支給	一部支給
児童1人目	48,050円	11,340円～48,040円
児童2人目以降	11,350円	5,680円～11,340円

●一部支給の手当額計算

児童1人目 $= 48,040円 - (所得 - Y) \times 0.0264029$

児童2人目以降 $= 11,340円 - (所得 - Y) \times 0.0040719$

※Y＝全部支給所得制限限度額（例えば、扶養1人のときは107万円）

※算出した金額の10円未満は四捨五入します。

◆手当額の算出方法

●所得とは

1年間(1月から12月)の収入額から、その収入を得るのに必要な経費を差し引いた額です。

※給与所得者であれば、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

●本人と児童のみで生活している場合

所得が、全部支給の限度額未満のとき…全部支給

所得が、一部支給の限度額未満のとき…一部支給

所得が、一部支給の限度額以上のとき…全部停止
(手当の支給はありません)

●いつの所得か

1月から10月分の手当…前々年の所得

11月から12月分の手当…前年の所得

※手当受給中の方は、毎年8月に現況届を提出いただき、11月分以降の手当額を決定します。

●同居の扶養義務者がいる場合

所得が、限度額以上のときは、全部停止(手当の支給はありません)

※所得限度額以内であれば、本人の所得額に応じて手当額を計算します。

※本人の所得が低い場合でも、扶養義務者の所得が限度額以上であるときは、手当の支給はありません。

●受給資格者本人の所得の計算

「所得(収入－必要経費)」＋「養育費(8割)」－「8万円(社会保険料相当分)」－「諸控除(A)」

諸控除(A)			
給与年金控除	最大10万円 (※2)	小規模企業共済等 掛金控除	当該控除額
障害者控除	27万円	特定親族特別控除	当該控除額
特別障害者控除	40万円	配偶者特別控除	当該控除額
勤労学生控除	27万円	医療費控除	当該控除額

※2 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方については、令和3年度(令和2年中)以降の所得において、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額から10万円(10万円未満の場合はその額)が控除されます。

受給資格者が「養育者」の場合に適用できる控除(※3)			
令和2年度(令和元年中)所得まで		令和3年度(令和2年中)所得から	
寡婦(夫)控除	27万円	寡婦控除	27万円
寡婦控除(特別)	35万円	ひとり親控除	35万円

※3 受給資格者が、児童の母又は父を除いた養育者の場合は諸控除(A)に加え上表の控除額も差し引かれます。

●同居の扶養義務者の所得の計算

「所得(収入－必要経費)」－「8万円(社会保険料相当分)」－「諸控除(B)」

諸控除(B)			
令和2年度(令和元年中)所得まで		令和3年度(令和2年中)所得から	
寡婦(夫)控除	27万円	寡婦控除	27万円
寡婦控除(特別)	35万円	ひとり親控除	35万円
諸控除(A)の額	当該額	諸控除(A)の額	当該額
※給与年金控除を除く			

☎問い合わせ先

保健福祉課

福祉助成係

中央区(直通)205-3302
北区(直通)757-2462
東区(直通)741-2461
白石区(直通)861-2446
厚別区(直通)895-2474

豊平区(直通)822-2453
清田区(直通)889-2037
南区(直通)582-4741
西区(直通)641-6943
手稲区(直通)681-2487